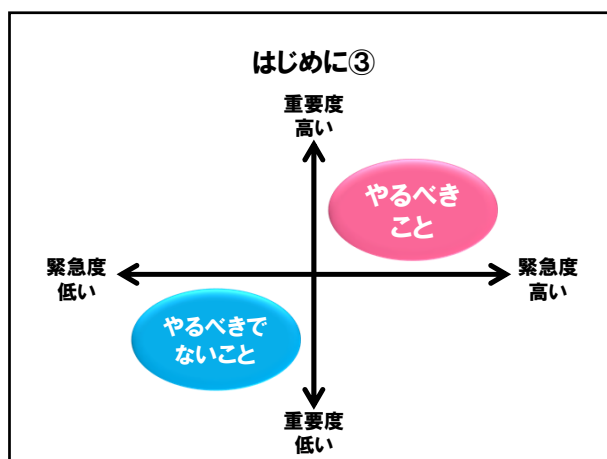


**2021年**  
**リーダーズ式☆**  
**出題予想テーマ的中**  
**プロジェクト**

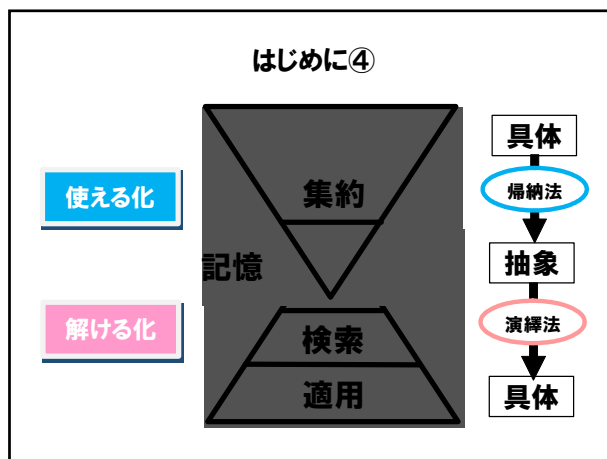
リーダーズ総合研究所  
 山田斉明



はじめに①

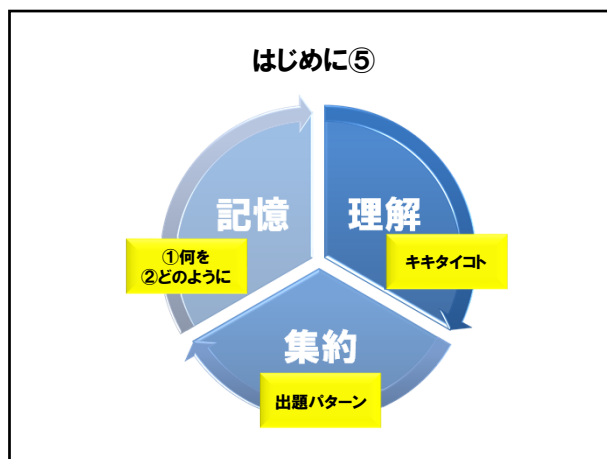
【戦略とは】

「何をしないかを決めることは、何をするかを決めるのと同じくらい重要だ」(スティーブ・ジョブズ)



はじめに②

月	火	水	木	金	土	日
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
1	2	3 文化の日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14 本試験



はじめに⑥

問題〇  **テーマ**に関する次の記述のうち、〇〇法の**規定及び判例**に照らし、正しいものはどれか。

1 ○○○○

2 □□□□ **キーワード**

3

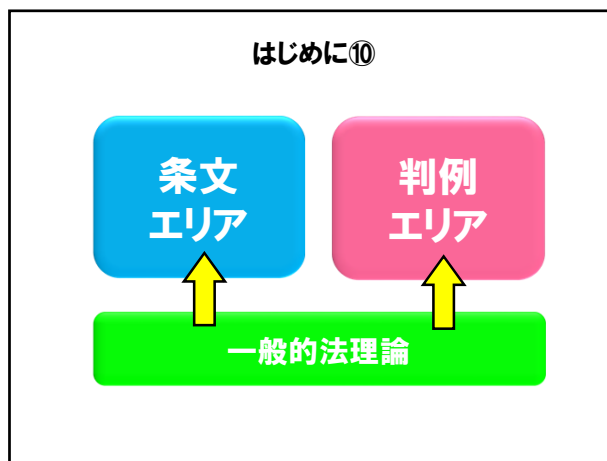
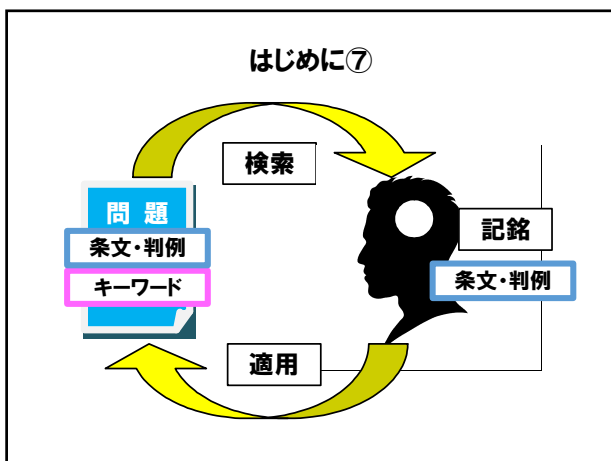
4

5

**条文判例**

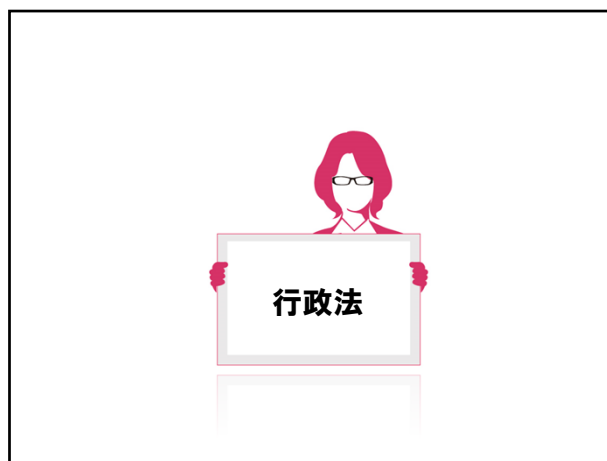
はじめに⑨

行政法(2020年)		民法(2020年)
19問中10問	Aランク	9問中4問
19問中8問	Bランク	9問中4問
19問中1問	Cランク	9問中1問
個数0 組合せ6	出題形式	個数0 組合せ2
19問中8問	判例問題	19問中5問



はじめに⑧

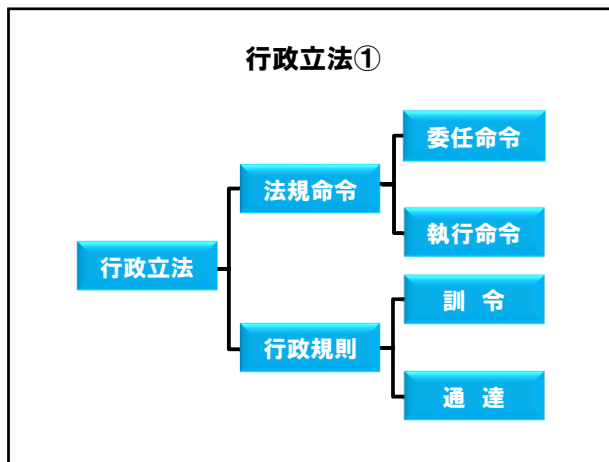
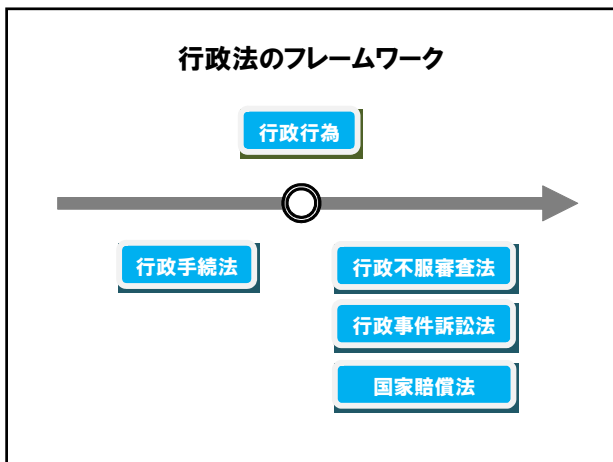
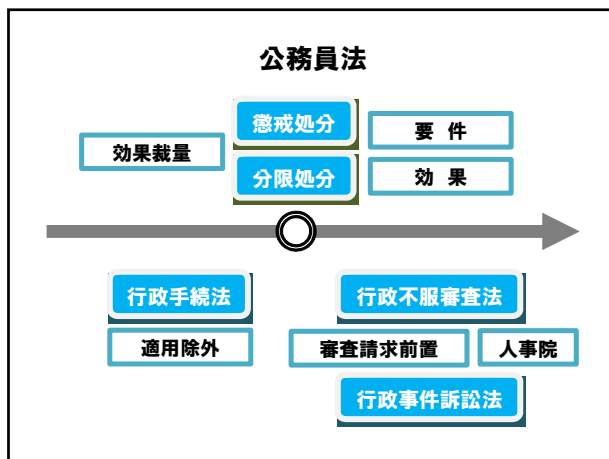
	択一式	記述式	多肢選択式	合計
行政法	/76	/20	/16	/112
民法	/36	/40	/	/76
一般知識	政経社	/32	/	/32
	情報	/12	/	/12
	文章理解	/12	/	/12
憲法	/20	/	/8	/28
商法	/20	/	/	/20
基礎法学	/8	/	/	/8
合計	/216	/60	/24	/300



**行政法の優先順位**

**《行政法の優先順位》**

- ☑ ① 行手法の条文問題で落とさないこと
- ☑ ② 総論、行訴法、国賠法の判例問題で落とさないこと
- ☑ ③ 地自法、行審法の条文問題落とさないこと

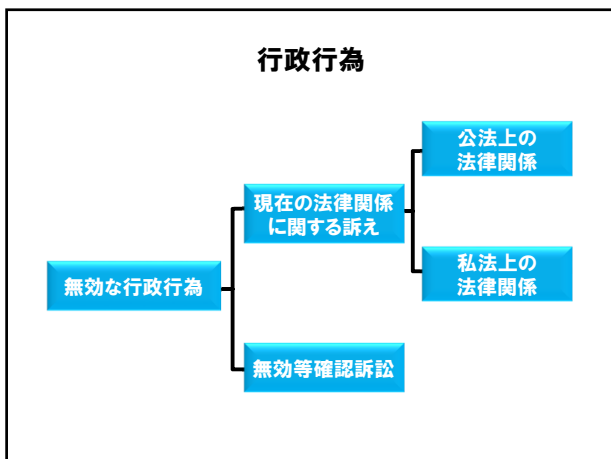


**行政法総論 出題傾向**

	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
公法と私法		○	○					○		
行政組織法		○	○		○				○	
公務員法	○		○	○	●					
行政立法	○		○	○	○					
行政行為	○	○		○		●	●	○		○
行政契約		○				○			○	○
行政指導						○		○	○	
行政計画										
行政調査				○						
行政裁量	○	○	○			○	○			
行政上の義務履行確保	○				○		○	○	○	
行政罰			○							

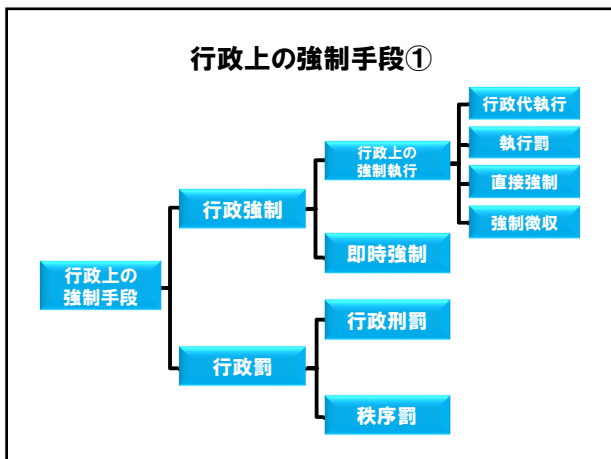
**行政立法②**

事件名	判旨
旧銃砲刀剣類登録規則事件 (最判平2.2.1)	法の委任の趣旨を逸脱しない。
旧監獄法施行規則事件 (最判平3.7.9)	法の委任の範囲を逸脱し無効
児童扶養手当法施行令事件 (最判平14.1.31)	法の委任の範囲を逸脱し無効
東洋町解職請求署名事件 (最大判平21.11.18)	地自法85条1項に基づく政令の定めとして許される範囲を超え無効
医薬品ネット販売事件 (最判平25.1.11)	法の委任の範囲を逸脱し無効
泉佐野市ふるさと納税事件 (最判令2.6.30)	法の委任の範囲を逸脱し無効



### 行政手続法・行政不服審査法 出題傾向

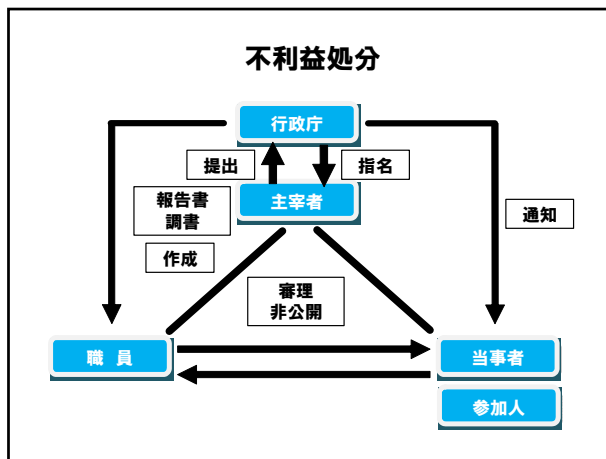
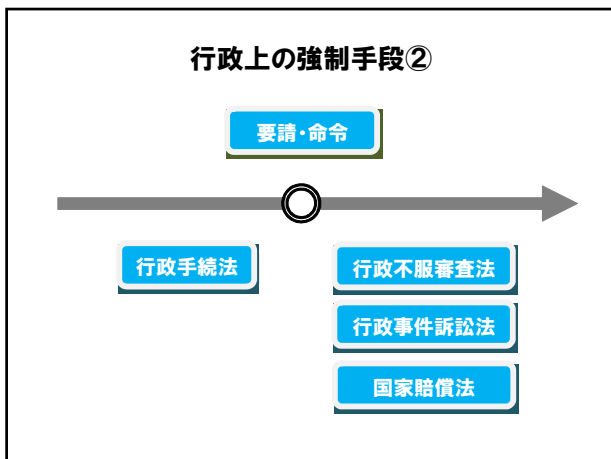
	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
目的・定義				○			○			○
適用除外					○					
申請に対する処分			○	○	○			○		○
不利益処分			●	○			●	○	○	○
意見公募手続		○			○			○		
総合	●	●				○			○	
不服申立ての種類						○				○
審理手続		○				○	○	○	○	○
行政不服審査会										○
裁決		○			○	○			○	○
執行停止							○			
教示				○						
総合	○		○	○	○		○	○		



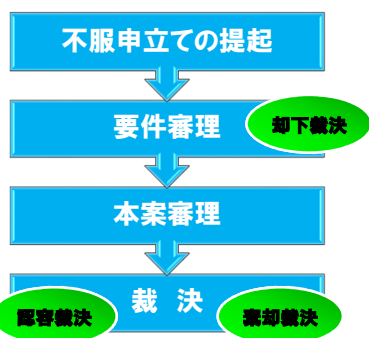
### 行政手続法

《条文問題》

- ① 法的義務と努力義務  
→ 条文の末尾
- ② 原則・例外  
→ 例外の存在
- ③ 架空条文  
→ 付け足し



### 行政不服審査法のフレームワーク



### 裁決

	処分庁(不作為庁)	上級行政庁	その他
処分	取消し又は変更裁決 (不利益変更×)		取消し
申請拒否 処分	①取消し ②一定の処分をす る	①取消し ②一定の処分をす べき旨を命ずる	取消し
事実上の 行為	①違法又は不当宣 言 ②撤廃又は変更 (不利益変更×)	①違法又は不当宣 言 ②撤廃命令又は変 更命令 (不利益変更×)	①違法又は不当宣 言 ②撤廃命令
不作為	①違法又は不当宣 言 ②一定の処分をす る	①違法又は不当宣 言 ②一定の処分をす べき旨を命ずる	違法又は不当宣言

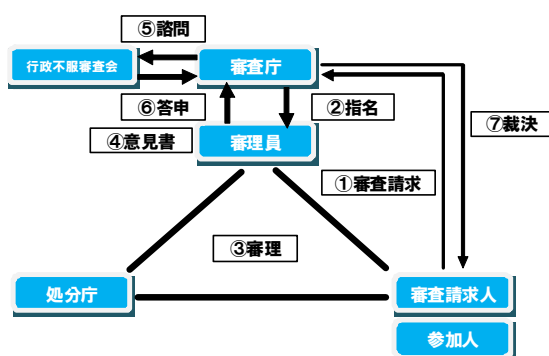
### 不服申立ての提起

	審査請求	再調査の請求	再審査請求
個別法の根拠規定	不要	必要	必要
不服申立ての対象	処分・不作為	処分	処分
審理員制度	○	×	○
第三者機関への 諮問制度	○	×	×
標準審理期間	○	○	○
教示制度	○	○	○
訴訟との関係	自由選択主義 ※ 例外として 不服申立前置		自由選択主義

### 行政手続法と行政不服審査法の比較

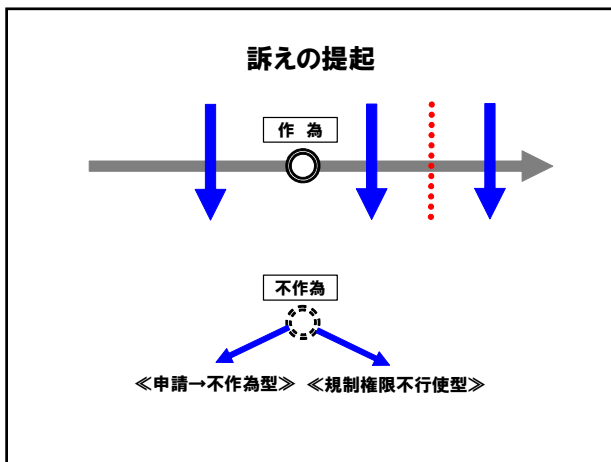
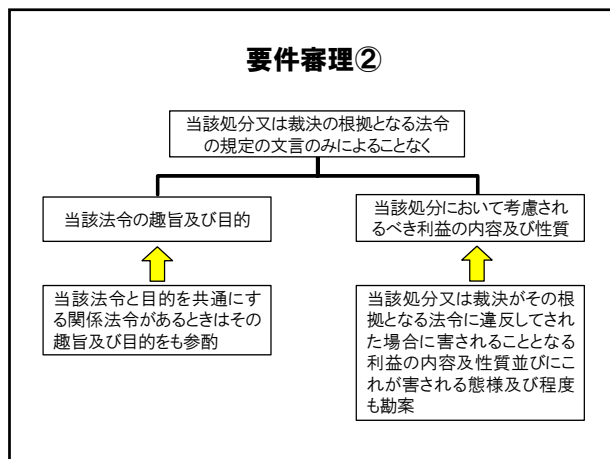
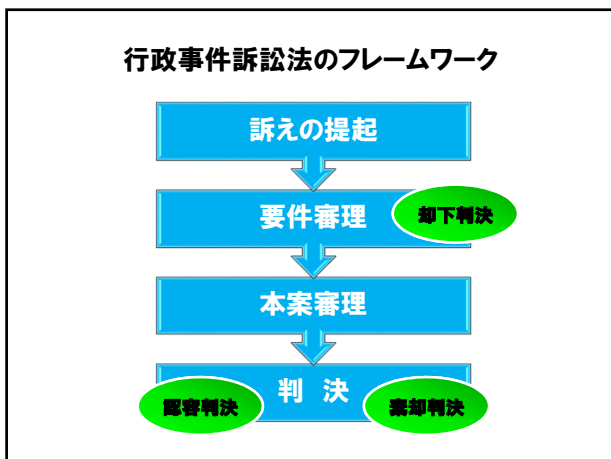
行政手続法		行政不服審査法
	審理	
	主宰者	
	当事者の 権利	
	利害関係人 の保護	

### 本案審理

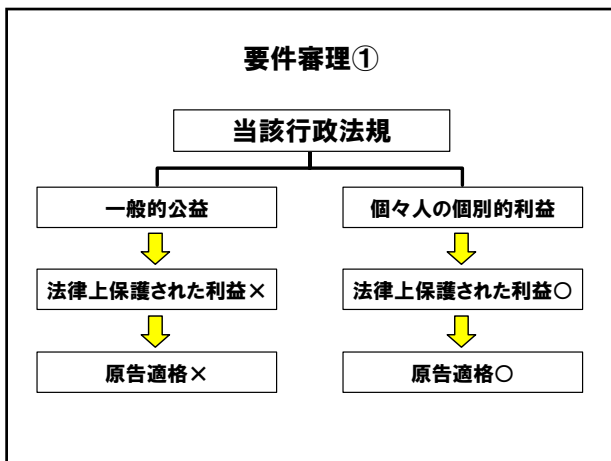


### 行政事件訴訟法 出題傾向

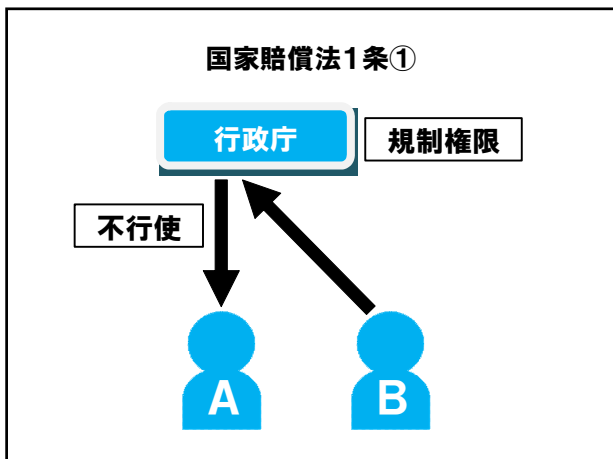
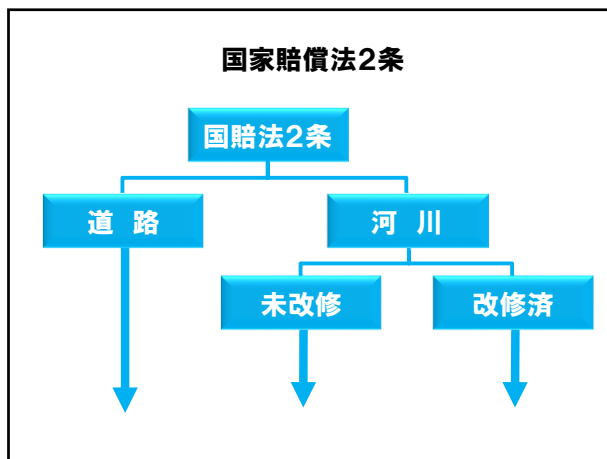
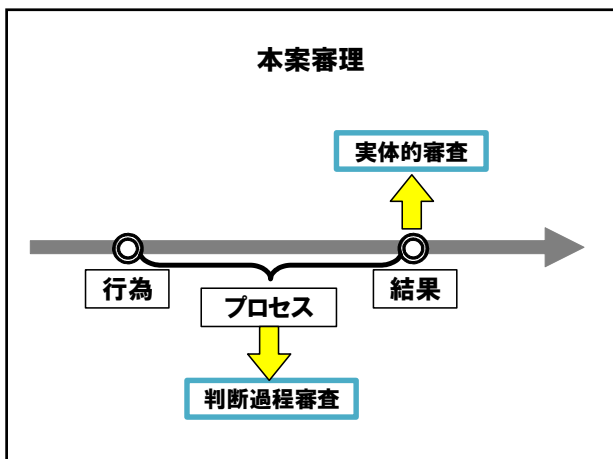
	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
処分性		○				○				
原告適格		○		○						
訴えの利益				○						○
取消訴訟の判決					○			○		
教示							○			
取消訴訟		○	○				●		○	
無効等確認訴訟		○				○				
不作為の違法確認訴訟				○		○				
義務付け訴訟			○							○
差止訴訟								○		
仮の救済	○				○		○		○	
当事者訴訟	○		○							
客観訴訟								○		
総合	●		○					○	○	○



- ### 要件審理③
- 《原告適格》
- ① 営業上の利益
  - ② 周辺住民等の利益
  - ③ 一般消費者の利益
  - ④ 学術研究者の利益

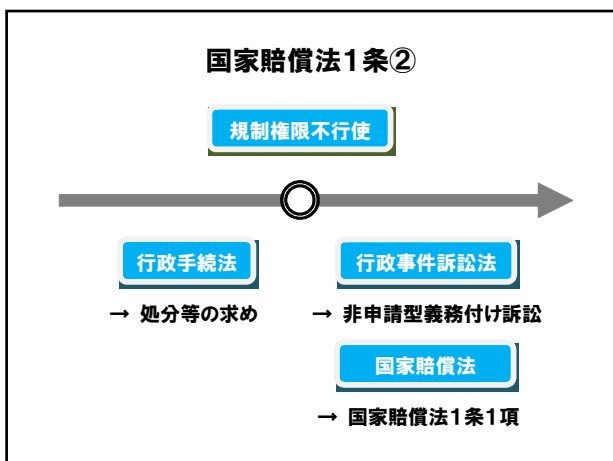


- ### 要件審理④
- 《周辺住民等の利益》
- ① 生命・身体等の安全等の利益  
→ もんじゅ訴訟(最判平4.9.22)
  - ② 健康ないし生活環境上の利益  
→ 新潟空港事件(最判平元.2.17)  
→ 小田急高架訴訟(最判平17.12.7)
  - ③ 居住環境上の利益  
→ サテライト大阪事件(最判平21.10.15)



### 地方自治法 出題傾向

	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
総論		○								
地方公共団体の種類			○		○				○	
住民の権利			○	○						○
条例制定権			○	○	○	○			○	
議会										○
執行機関	○			○						
長と議会の関係		○								
監査制度										○
住民監査請求・住民訴訟	○		○	○	○		○			○
財務						○				
公の施設	○							○		○
国の関与		○				○				○
総合							○	○		



### 住民監査請求と住民訴訟

	事務監査請求	住民監査請求	住民訴訟
請求権者	有権者の50分の1以上の連署	住民各自	住民各自 住民監査請求をした者
対象	違法・不当な事務 (財務会計上の行為に限らない。)	違法・不当な財務 会計上の行為	違法な財務会計 上の行為
請求の相手方	監査委員	監査委員	裁判所
請求期間	なし	違法、または不当な財務会計上の行為のあった日から1年以内。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない	監査の結果・勧告から30日以内 措置にかかる通知から30日以内

行政法 記述式 出題傾向①

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
総論						○					○	○			
行政手続法		○													○
行政不服審査法															
行政事件訴訟法	○		○	○	○		○	○		○			○		○
国家賠償法															
地方自治法									○						
公務員法															

行政法 未出題最新判例

《行政法の未出題最新重要判例》

- 行政立法
  - ・泉佐野市ふるさと納税事件(最判令2.6.30)
- 差止訴訟
  - ・教職員国歌国旗訴訟(最判平24.2.9)
  - ・自衛隊機運航差止訴訟(最判平28.12.8)
- 訴えの利益
  - ・営業停止処分取消請求事件(最判平27.3.3)
  - ・開発許可処分取消請求事件(最判平27.12.14)
- 国家賠償法
  - ・アスベスト損害賠償請求事件(最判平26.10.9)

行政法 記述式 出題傾向②

1

定義型

☞どのような名称で呼ばれているか

2

訴訟類型型

☞どのような訴訟を提起することになるか

3

訴訟要件型

☞どのような理由で、どのような判決をするか

多肢選択式 出題傾向

	問題41	問題42	問題43
H27	判例 最判令17.7.14	条文 行政指導	判例 最判昭60.7.16
H28	判例 最大判昭59.12.12	判例 最大判平4.7.1	判例 最判昭42.4.7
H29	判例 最大判昭61.6.11	理論 行政立法	判例 最判平22.6.3
H30	判例 最判平24.12.7	条文 行訴法10条	判例 最判昭56.1.27
R1	判例 最大判平29.12.6	判例 最判平27.3.3	条文 訴訟類型
R2	判例 最大判昭43.12.4	判例 最判平17.7.15	判例 最判平31.2.14

行政法 記述式 出題傾向③

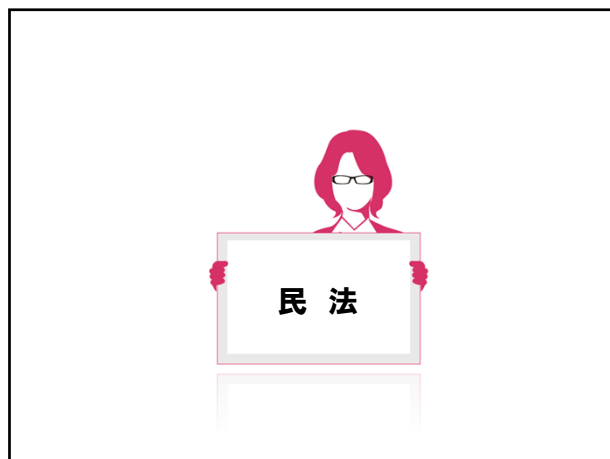
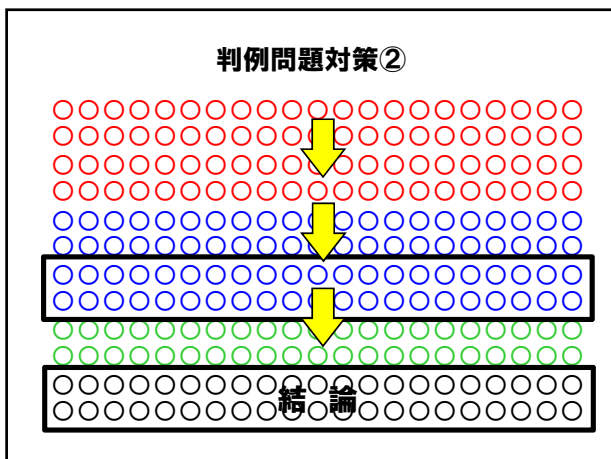
	出題テーマ	出題形式
平成18年	原告適格	訴訟要件型
平成19年	行政手続法7条	その他
平成20年	義務付け訴訟	訴訟類型型
平成21年	拘束力	定義型
平成22年	事情判決	定義型
平成23年	即時強制	定義型
平成24年	形式当事者訴訟	訴訟類型型
平成25年	訴えの利益	訴訟要件型
平成26年	公の施設	定義型
平成27年	原処分主義	定義型
平成28年	秩序罰	定義型
平成29年	司法的執行	訴訟要件型
平成30年	義務付け訴訟	訴訟類型型
令和元年	処分等の求め	その他
令和2年	無効確認訴訟	訴訟類型型

判例問題対策①

《判例問題の5つの型》

- ①判例サビ型
- ②空欄補充型
- ③並び替え型
- ④内容一致型
- ⑤判例ロジック型





### 判例問題対策③

## 重要判例分析講義 シリーズ

①憲法☆重要判例分析講義

本最近の行政書士試験の憲法は、判例の結論だけでなく、その判旨に踏み込む理論的な問題が出題されています。どの条文の、何が問題になっているのか、それに対して裁判所は、どのような理由をもって結論を出したのか。同じテーマの複数の判例をグルーピングしたり、比較することで、判例の共通項がみえてくるはず。そこで、本講座では、『憲法判例50！(START UPシリーズ)第2版』を活用し、基本的な分析手法に則り、本試験で得点することができる憲法判例の【理解】を目指していきます。

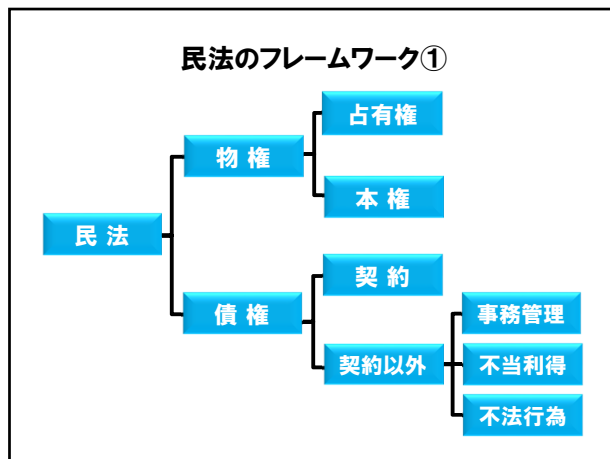
- ### 民法の優先順位
- #### 《民法の優先順位》
- ☑ ① 典型パターン問題で落とさないこと
  - ☑ ② 改正民法の重要テーマの問題で落とさないこと
  - ☑ ③ マイナー分野の細かい条文問題で落さないこと

### 判例問題対策④

## 重要判例分析講義 シリーズ

②行政法☆重要判例分析講義

行政法は、行政書士試験において、300点中112点を占める最も配点の高い科目であり、そのうち、判例知識を問う問題の比率も高くなっています。最近の行政法の判例問題は、択一式・多肢選択式・記述式を問わず、単に判例の結論を知っているだけでは解答することができない問題が増えています。そこで、本講座では、行政法の重要判例について、『判例フォーカス行政法』を活用し、判例の理由付けやロジックまできちんと押さえることで、本試験で得点することができる行政法判例の【理解】を目指していきます。



**民法のフレームワーク②**  
**≪民法の前提知識≫**

**1 要件**

① ○○○○○○  
 ② △△△△△ ← 判例  
 ③ ×××××

**2 効果**

① □□□□□  
 ② ◇◇◇◇◇

**3 論点**

**錯誤①**

	表示の錯誤	動機の錯誤
要件	①その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること ②表意者の重大な過失によるものでないこと ア 原則 イ 例外	③その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていること
効果	錯誤による意思表示は、取り消すことができる。	
第三者保護	錯誤による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができない。	

**民法のフレームワーク③**

	影響小	影響大
旧民法規定あり	<b>補充修正</b> I	<b>変更</b> III
旧民法規定なし	<b>明文化</b> II	<b>新設</b> IV

**錯誤②**

	無効	取消し
原因	① 意思無能力者の法律行為 ② 心裡留保・虚偽表示による法律行為 ③ 公序良俗に反する法律行為	① 制限行為能力制度による取消し ② 錯誤・詐欺・強迫による取消し
主張権者	① 原則 誰からでも主張可(絶対的無効) ② 例外 意思無能力を理由とする無効の主張は、原則として表意者のみ無効主張可(相対的無効)	① 制限行為能力の場合 本人・代理人・承継人・同意権者 ② 錯誤・詐欺・強迫の場合 瑕疵ある意思表示をした者・代理人・承継人
主張期間	いつまでも主張可	追認をすることができる時から5年 法律行為の時から20年

**総則・物権 出題傾向**

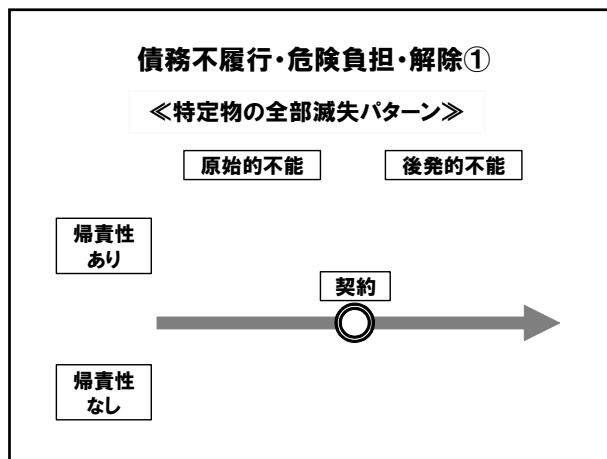
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
権利能力	○		○		○			○			
制限行為能力			○			○					○
意思表示	○		○	○	○	○		○			
代理		○					○			○	
時効	○	○					○			○	
条件・期限									○		
物権総論								○	○		
不動産物権変動			○					○			
動産物権変動		○								○	
相隣関係			○			○				○	
共有	○				○	○					
留置権						○					
先取特権							○				
買権										○	
抵当権	○	○			○	○	○	○			○

**錯誤③**

	内容
原則	無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う(121条の2第1項)。
例外	(1) 無償行為 無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であることを知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う(121条の2第2項)。 (2) 意思無能力・制限行為能力者 行為の時に意思能力を有しなかった者、または行為の時に制限行為能力者であった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う(121条の2第3項)。

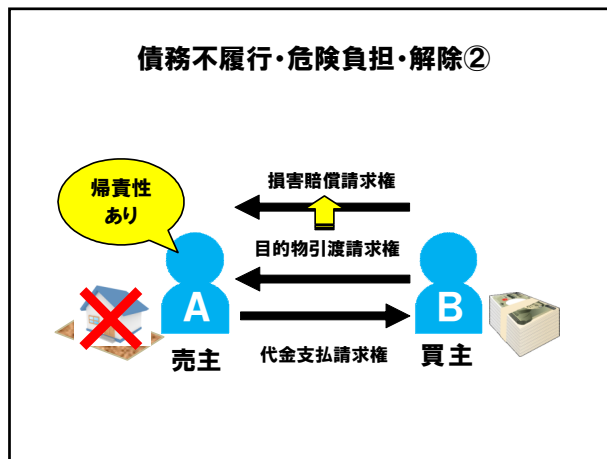
### 不動産物権変動

～前	ケース	～後
	詐欺取消し	
	契約解除	
	時効取得	
	遺産分割	
	相続放棄	



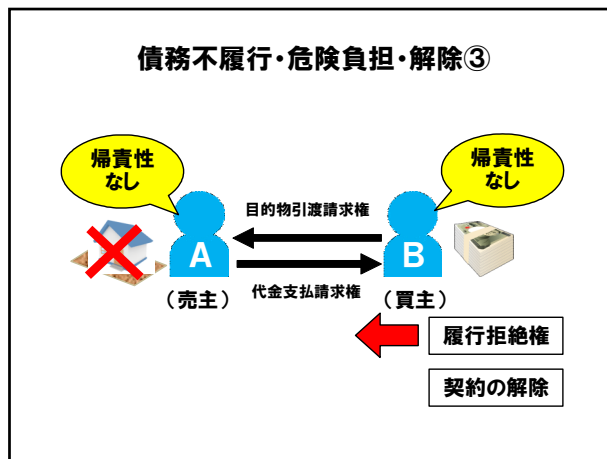
### 動産物権変動

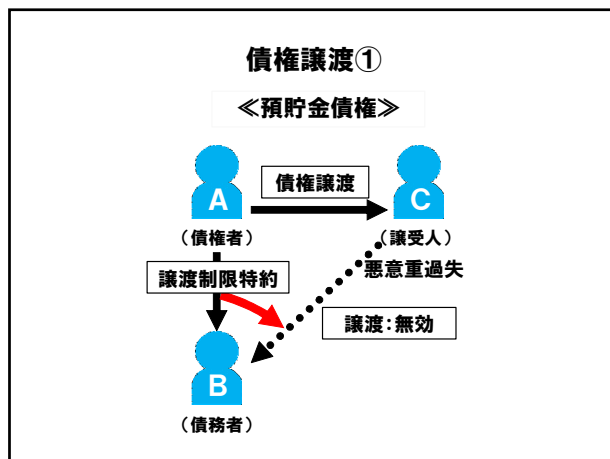
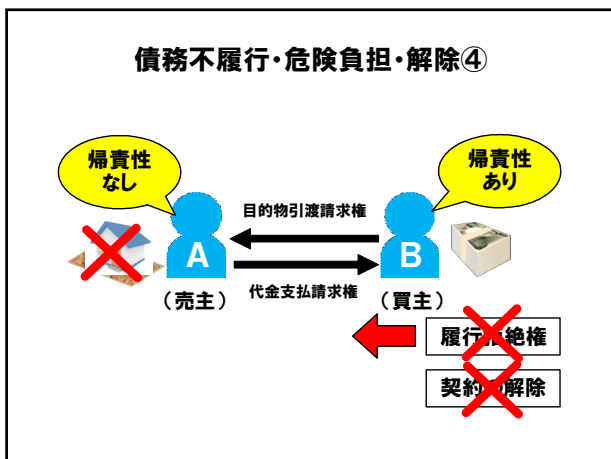
成立	要件	不成立
	① 動産	
	② 有効な取引行為	
	③ 前主が無権利	
	④ 平穩・公然・善意 無過失	
	⑤ 占有を始めたこと	



### 債権 出題傾向

	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
債務不履行						○	○				
債権者代位権							○				
詐害行為取消権					○		○				
連帯債務		○							○		
保証	○	○			○						
債権譲渡											
債務引受					○						○
弁済・相殺					○	○			○		
契約の解除			○	○							
同時履行の抗弁権											○
無償契約						○					
賃貸借契約			○	○				○	○	○	○
委任契約	○	○	○								
請負契約		○									
不当利得	○										○
不法行為			○	○		○	○	○	○	○	○



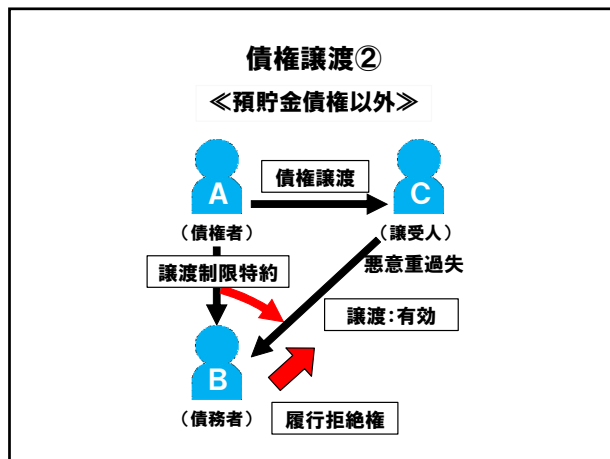


### 保証①

≪債権者の保証人に対する情報提供義務≫

- ① 委託を受けた保証人
  - 主たる債務の履行状況
- ② 保証人が個人の場合
  - 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合

主たる債務の内容は問わない

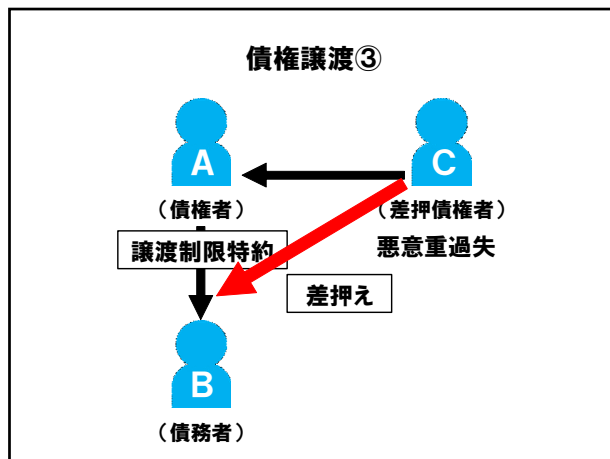


### 保証②

≪事業に係る債務の個人保証の特則≫

- ① 個人保証の制限
  - 保証意思宣明公正証書
- ② 主たる債務者の情報提供義務
  - 契約締結時の情報提供義務
  - 義務違反の場合は、保証契約の取消し可

主たる債務が事業に係る債務

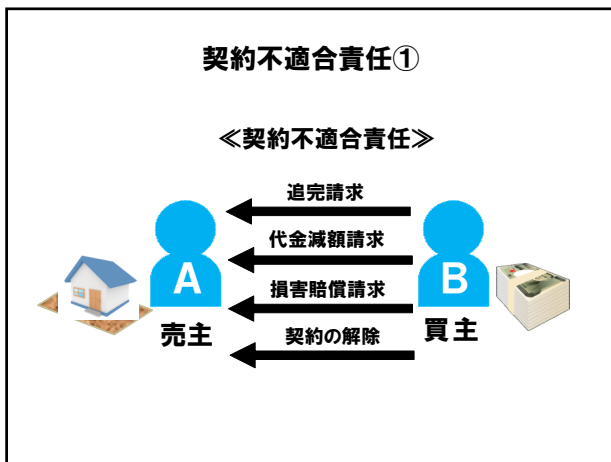


### 弁 済

		弁済をするについて正当な利益を有しない者の弁済	
		債務者の意思に反する場合	債権者の意思に反する場合
原則		無 効	
例外	有 効 (債務者の意思に反することを債権者が知らなかった場合)	有 効 (第三者が債務者の委託を受けて弁済する場合で、そのことを債権者が知っていた場合)	

### 契約不適合責任③

契約不適合の種類		買主の権利	期間制限
種類・品質・数量に関する契約不適合	種類・品質	・追完請求 ・代金減額請求 ・損害賠償請求 ・解除	<b>1年以内の通知</b> 5年または10年の消滅時効 5年または10年の消滅時効
	数量		
権利に関する契約不適合	権利(権利の一部の非移転含む)	・追完請求 ・代金減額請求 ・損害賠償請求 ・解除	5年または10年の消滅時効
競売における不適合	数量・権利	・解除 ・代金減額請求	5年または10年の消滅時効
	種類・品質		



### 民法 記述式 出題傾向①

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
総 則						△		○					○		○
物 権	○			○				○		○				○	○
担保物権						○									
債権総論		○	○	○	●		○	○				○			
債権各論	○	○	○			△			○		○	○	○	○	
親 族											○	○			
相 続							○								

### 契約不適合責任②

売主に帰責事由なし		買主に帰責事由あり
	追完請求	
	代金減額請求	
	解 除	
	損害賠償請求	

- ### 民法 記述式 出題傾向②
- 1** 要件型  
 ◀どのような要件のもとであれば・・・
  - 2** 請求権型  
 ◀どのような請求をすることができるか
  - 3** 判例趣旨型  
 ◀判例によれば・・・



### 憲法統治 出題傾向

		出題テーマ	出題形式
26	問題6	内閣	条文問題
27	問題6	司法権	判例問題
	問題7	財政	条文問題
28	問題3	司法権	判例問題
	問題5	国会	条文問題
29	問題5	内閣	条文問題
	問題6	財政	理論問題
30	問題6	選挙制度	理論問題
	問題7	恩赦	条文問題
1	問題3	国会	判例問題
	問題7	司法権	判例問題
2	問題5	国会	条文問題
	問題6	内閣	条文・判例問題

### 商法 出題傾向

	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
設立	○	○		○	○	○	○	○	○	○
株主と株式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
機関総論										○
株主総会			○	○						○
取締役・取締役会	○	○	○				○	○	○	
監査役等					○					
資金調達			○							
計算	○							○		
組織再編		○								
持分会社						○				
商法総則	○			○						
商行為・商事売買		○	○			○	○	○	○	○



### 商法対策①

商法

会社法☆解法ナビゲーション講座

～今年こそ！商法を得点源に！～

講師：山田斉明 講師



商法は、毎年5問出題されますが、例年、出口調査の得点率は、40%前後で、他の科目に比べると極度に低くなっています。しかし、問題レベルは、数年前から得点しやすい基本的な問題が多くなっていますので、行政法や民法の択一式で、さらなる得点を上積みしていくよりも、商法で得点していった方が、費用対効果が高いのも事実です。そこで、本講座では、過去問のストックが少ない行政書士試験の過去問の他に、司法試験・予備試験・司法書士試験の過去問も使いながら、アウトプット→インプット同時並行の実践型講義で、会社法で頻出している、①出題パターンと、②解法パターンを伝授していきますので、是非、商法を得点源にしてみてください。

### 商法のランク表

商法(2019年)		商法(2020年)
5問中1問	Aランク	5問中1問
5問中0問	Bランク	5問中2問
5問中4問	Cランク	5問中2問
個数0 組合せ2	出題形式	個数0 組合せ2
5問中1問	判例問題	5問中1問

### 商法対策②

無料

無料公開講座 第2弾

商法総則・商行為☆解法ナビゲーション講座

●日程  
YouTube 配信  
9/5 (日)  
講義時間 120分

今年こそ商法を得点源に！

商法総則・商行為☆解法ナビゲーションでは、過去問のストックが少ない行政書士試験の過去問の他に、司法試験・予備試験・司法書士試験の過去問も使いながら、アウトプット→インプット同時並行の実践型講義で、商法総則・商行為で頻出している、①出題パターンと、②解法パターンを伝授していきます。

なお、会社法については、別途、会社法☆解法ナビゲーション講座(有料・本邦プレットP.18)を開催しておりますので、こちらも、是非、ご活用ください。



## 政経社 出題分析②

### 《政経社の出題》

- ①古典的政経社
- ②最新時事
- ③行政書士の業務に関連する個別行政法

## 一般知識の優先順位

### 《一般知識の優先順位》

- ☑ ①文章理解の問題で落とさないこと
- ☑ ②情報通信・個人情報保護の法律系問題で落とさないこと
- ☑ ③政経社の典型的パターン問題で落とさないこと

## 政治 出題傾向

	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
近代政治史			○							○	○
各国の政治体制		○						○			
選挙制度	○				○	○	○				○
政党・利益集団				○	○						
行政組織	○				○		○				
行政改革				○	○					○	
地方分権改革		○	○								○
国際政治					○	○	○				
現代政治史			○	○							

## 政経社 出題分析①

### 《令和2年度政経社》

- 問題47 普通選挙
- 問題48 フランス人権宣言
- 問題49 日本のバブル経済と崩壊
- 問題50 日本の国債制度
- 問題51 日本の子供・子育て政策
- 問題52 新しい消費の形態
- 問題53 地域再生・地域活性化
- 問題54 日本の人口動態

## 経済 出題傾向

	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
国の財政		○			○						○
地方財政	○										
日本銀行・金融		○						○			
日本の企業・産業	○		○	○		○		○			
国際経済		○			○		○				
現代経済史			○	○			○				○



社会 出題傾向

	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
社会保障		○				○		○			
少子・高齢化問題					○	○					○
雇用・労働問題	○		○	○						○	
環境問題		○								○	
難民・外国人問題	○				○		○		○		
消費者問題								○			○
現代社会史							○				

個人情報保護法と行政機関個人情報保護法

	個人情報保護法	行政機関個人情報保護法
「個人情報」	モザイクアプローチ 容易性あり	モザイクアプローチ 容易性なし
請求対象	保有個人データ	保有個人情報
請求内容	①開示 ②訂正等 ③利用停止等	①開示請求 ②訂正請求 ③利用停止請求
開示請求前置	なし	あり
手数料	規定あり	規定あり
罰則	○	○

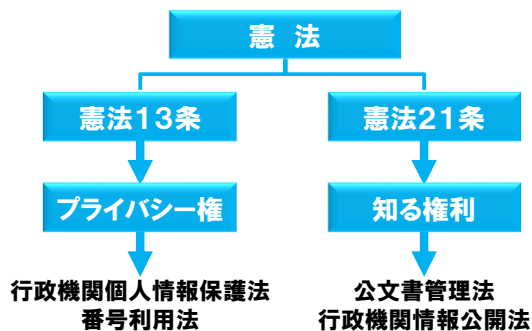
情報通信・個人情報保護 出題傾向

	H29年	H30年	R1年	R2年
54	クラウド	防犯カメラ	情報・通信に関する略語	
55	著作権	欧州データ保護規制	通信の秘密	インターネット用語
56	情報技術	個人情報保護法	アナログ式	行政機関個人情報保護法
57	情報公開法制と個人情報保護法制	個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護法

個人情報保護法と番号法

	個人情報保護法	番号法
客 体	生存する個人に関する個人情報	個人番号 特定個人番号
利用目的の範囲	制限なし	税・社会保障・災害対策に限定
第三者提供	本人の同意があれば 第三者提供可	番号法19条各号に 限定
記録義務	第三者に提供・第三者から提供を受けた場合 原則記録作成等必要	第三者提供できる場合 が限定されているため 記録作成等不要

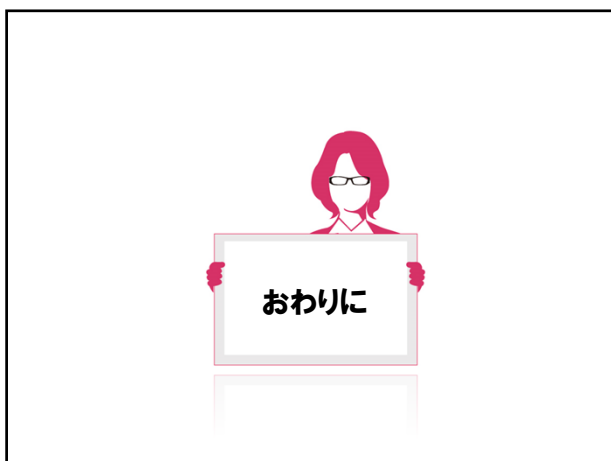
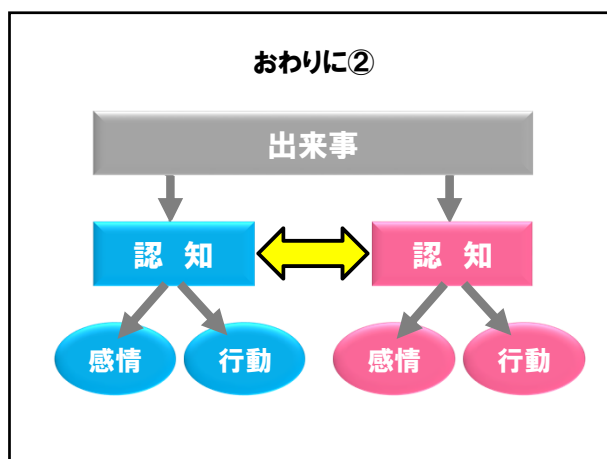
情報法のフレームワーク



行政機関個人情報保護法と情報公開法

	行政機関個人情報保護法	行政機関情報公開法
「個人情報」	モザイクアプローチ 容易性なし	モザイクアプローチ 容易性なし
請求対象	保有個人情報	行政文書
請求内容	①開示請求 ②訂正請求 ③利用停止請求	開示請求
開示	部分開示	○
	裁量的開示	○
	存否応答拒否	○
情報公開・ 個人情報保護審査会		○
罰 則	○	×

情報公開法と公文書管理法		
	行政機関情報公開法	公文書管理法
目的	現在の国民に対する説明責任	現在・将来の国民に対する説明責任
性質	特別法 (現用文書の利用)	一般法
対象機関	独立行政法人等 含まない	独立行政法人等 含む
対象文書	現用文書のみ	現用文書 非現用文書
諮問機関	情報公開・ 個人情報保護審査会	公文書管理委員会



おわりに①

**ゼミ**  
2021 対策

**開講日**  
● 東京本校 & オンライン同時中継  
**10/23 (土) & 10/24 (日)**  
10:00~17:00  
※途中1時間休憩

**講座仕様**  
総時 全2回・12時間

**教材**  
①出題予想4回演習チェックシート (無料配布)  
②出題予想6判別チェックシート (無料配布)  
③出題予想7判別チェックシート (無料配布)

「記憶」という武器を使って本試験の合格を勝ち取る2日間ゼミ  
**出題予想&総整理☆最終チェックゼミ**  
2Days 完成 Live & Zoom (オンライン)  
合格を分ける最大要因～条文と判例の「記憶」～に焦点を絞ったゼミ  
高得点。  
本試験での合格を分ける最大の要因は、記憶しておくべき条文と判例の知識をきちんと記憶しているかどうかです。  
そこで、出題予想&総整理☆最終チェックゼミでは、ゼミ生の皆さんが、今年の本試験で出題が予想されるテーマの条文と判例の知識を、きちんと記憶できているかの最終確認を行っています。  
第1日目は、本試験でも多数出題される国体問題の国体をきちんと記憶しているかどうか、出題予想4回演習チェックシートを使って、条文と判例の最終チェックをしています。  
第2日目は、昨年の法合科目で特に難問とされた判例問題について、出題予想6判別チェックシートを使って、判例の最終チェックをしています。  
記憶しておくべき条文と判例の知識をきちんと記憶していれば、まだまだ得点を伸ばすことは可能です。本試験まで、残りわずかですが、「記憶」という武器を使って、今年の本試験の合格を勝ち取りたい方のご参加をお待ちしております。

